

三 監 第 3 3 号
令和8年9月8日

請求人 氏名省略 様

三田市監査委員 増 田 豊

同 竹 本 昌 弘

住民監査請求監査の結果について（通知）

令和8年7月13日付で収受しました地方自治法第242条第1項の規定による住民
監査請求について、同条第5項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を
別添のとおり通知します。

住民監査請求監査の結果について

第 1 請求人の住所・氏名

1 請求人

住所省略

氏名省略

第 2 請求の内容

請求人からの請求の内容は、下記のとおりです。（三田市住民監査請求書の原文のとおり）

1 請求の件名

三田市新統合病院建設に係る基本設計・実施設計業務委託契約の締結およびこれに基づく公金支出に関する住民監査請求

2 請求の要旨

三田市長（以下「処分庁」という。）が、令和 7 年（2025 年）7 月 15 日に株式会社佐藤総合計画 関西オフィスとの間で締結した「三田市新統合病院建設に係る基本設計・実施設計業務委託契約」（契約金額：8 億 2, 423 万円、履行期間：令和 7 年 7 月 15 日～令和 10 年 3 月 31 日。以下「本件契約」という。）は、総事業費の異常な高騰や将来の深刻な財政収支不足、金利・為替リスクに対する検証および合理的な財政見通しを全く欠いたまま締結されたものであり、地方自治法第 242 条第 1 項にいう「違法または不当な契約の締結」および「公金の支出」に該当します。

本件契約は、令和 7 年度から令和 9 年度にわたる継続事業（債務負担行為）として執行されていますが、事業の前提となる財政的実現可能性及び市財政に与える影響の検証を怠ったまま巨額の公金支出を約束したものであり、三田市財政に回復困難な重大な損害を与えるものです。

ついては、監査委員において本件契約の違法・不当性を監査し、処分庁に対し、本件契約の解除、履行の一時停止、または本件契約に基づく今後の公金支出の差し止めなど、必要な措置を講じることを求めます。

3 請求の理由

(1) 本件契約の対象となる事業背景と価格の巨額性

処分庁が進めている「三田市民病院再編統合事業」は、当初の概算事業費 254 億円から、基本設計段階で 760 億円（利息 183 億円を含む）へと大幅に増加しています。さらに、昨今の急激な円安の進行（1986 年 12 月以来、約 39 年ぶりの水準）と中東情勢に伴う物価高騰、労務単価上昇などによる整備・建設コストの急激な押し上げ、資材価格の変動、および長期金利の上昇局面により、

総事業費が1,000億円を超える可能性が極めて濃厚となっています。

このような事業費が天井知らずに高騰する緊迫した状況下において、新病院整備事業が着手できるのかが不明になっているのに、事業実施の前提となる設計業務として、総額8億2,423万円（税込）もの巨額な一括随意契約（公募型プロポーザル方式）を締結したのが本件契約です。

(2) 11年目以降の財政収支見込みの不公表と財政的合理性の欠如

三田市は2025年2月に示した今後10年間の財政見通し（財政ロードマップ）において、2027年度から毎年の収支不足（赤字）が発生し、10年間で93億円もの累計収支不足を生ずることを自ら認めています。さらに、新病院整備費による影響は「11年目以降の市財政へさらなる影響が出る」としつつも、最も重要となる「11年目以降の財政収支見込み」を現在に至るまで公表していません。

このように、病院が完成した後の借入金（企業債）償還や維持管理費が市財政を破綻させないかという最低限のシミュレーション（複数シナリオによる比較や財政指標への影響評価）や、激変する経済情勢（長期金利が1.0%～3.0%へ上昇した場合の数十億円規模の利息増加リスク等）に対応した財政ロードマップの改定すら行われていません。

財政的な裏付け（公金支出の安全性・確実性）が担保されていない事業について、先行して8億円超もの設計契約を締結し、債務を確定させた行為は、極めて無計画かつ不当と言わざるを得ません。

(3) 住民・議会への説明責任を放棄した見切り発車の契約締結（裁量権の逸脱・濫用）

処分庁は、本年（2026年）7月と8月のわずか2回のみ市民説明会を実施するとしていますが、肝心の財政ロードマップの改定公表は本年12月を予定しています。すなわち、現在行われている住民説明は、長期金利・円安の変動を反映していない「古いデータのまゝ」の不十分な内容です。

議会や市民に対して適切な判断材料を開示せず、妥当性の検証も経ないまま、令和10年（2028年）3月31日までの長期にわたる本件契約を見切り発車で締結したことは、地方自治法第2条第14項が定める「最少の経費で最大の効果をあげる」べき義務、および同法第2条第16項の「住民の福祉の増進を図る」義務に著しく違反し、地方自治体の長に認められた裁量権の範囲を完全に逸脱・濫用したものです。

4 結論（市に与える損害）

検証なきまま本件契約（基本設計・実施設計）に基づき、今後も順次公金が執行（支出）され、それをベースに本体工事等のさらなる巨額契約へと進めば、三田市は実質公債費比率の悪化や将来負担比率の急上昇を招き、財政再建団体への転落すら懸念される致命的な財政硬直化（損害）を被ることになります。

したがって、すでに執行され現在も履行継続中である本件契約は、違法・不当な

財務会計上の行為であり、直ちに是正措置が講じられるべきです。

5 請求事項

- (1) 令和7年7月15日締結の「三田市新統合病院建設に係る基本設計・実施設計業務委託契約」（株式会社佐藤総合計画 関西オフィス、8億2,423万円）について、総事業費1,000億円超への高騰リスク、金利・為替変動リスク、および11年目以降の市財政収支見込みが検証されていない観点から、その契約締結行為および公金支出の違法・不当性について監査を行うこと。
- (2) 監査の結果、当該契約および公金支出が不当または違法であると認められた場合、地方自治法第242条第4項に基づき、処分庁に対し、本件契約の解除、履行の一時停止、または今後の不当な予算執行（公金支出）の差し止めなど、市に損害を与えないための必要な措置を講じるよう勧告すること。

第3 請求の受理

令和8年7月13日付で収受した「三田市住民監査請求書」（以下「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第11項の規定により監査委員会において審査した結果、同条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているとして、同月22日付でこれを受理しました。

また、自治法第242条第1項において、住民監査請求に際して添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から次に掲げる書面が提出されました。

- ・ 三田市新病院建設基本設計・実施設計業務委託 随意契約結果表（プロポーザル方式）（別紙1）
- ・ 三田市新病院建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領（別紙2）
- ・ 三田市2026年予算重点施策・ホームページ公表分（別紙3）
- ・ 調べました!!（別紙4）

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

1 監査の対象部署

医療政策部医療政策課及び新病院整備課

2 監査の期間

令和8年7月13日から同年9月8日まで

3 監査の実施方法

- (1) 請求人からの陳述の聴取等

ア 三田市長による請求人の主張に対する「弁明書」（以下「本件弁明書」という。）に対する「住民監査請求に対する弁明書への反論書」が、次に掲げる証拠書類等とともに令和８年８月１８日に提出されました。

- ・ 公文書公開決定通知書及び指定管理者収支計画（証拠１）
- ・ 新病院の連結収支シミュレーション（証拠２）
- ・ 新病院基本設計に関する説明会（証拠３）
- ・ 提出資料④
- ・ 提出資料⑤

イ 自治法第２４２条第７項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を令和８年８月１９日に実施したところ、請求人が補佐人とともに出席され、陳述されました。

なお、その際、関係職員を立ち合わせました。

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

ア 本件弁明書が、次に掲げる証拠書類とともに令和８年８月７日に提出されました。

- ・ 建築設計業務委託契約書（証拠１）
- ・ 三田市附属機関の設置に関する条例（証拠２）
- ・ 三田市新病院建設基本設計・実施設計業務事業者の選定について（答申）（証拠３）
- ・ 三田市プロポーザル方式ガイドライン（証拠４）
- ・ 令和８年度三田市民病院事業会計予算書（証拠５）
- ・ 支出命令書及び請求書（証拠６）
- ・ 三田市民病院事務処理規程（証拠７）
- ・ 令和８年度地方財政対策の概要（関係部分抜粋）（証拠８）
- ・ 広報さんだ（２０２６年５月号）（関係部分抜粋）（証拠９）

イ 自治法第２４２条第８項に規定する関係職員からの陳述の聴取を令和８年８月１９日に実施したところ、医療政策部長、同部次長、同部主幹、医療政策課長、新病院整備課長、同課副課長が出席され、陳述されました。

なお、その際、請求人及び補佐人を立ち合わせました。

ウ 次に掲げる証拠書類が令和８年８月１９日に提出されました。

- ・ 北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会報告書
- ・ 北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会報告書（資料編）
- ・ 三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本方針
- ・ 三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想
- ・ 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書
- ・ 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約 議決証明（令和５年６月定例会議決）
- ・ 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約 議決証明（令和６年３月定例会議決）

- ・新病院基本計画

(3) 職権による証拠書類の入手

次に掲げる証拠書類を職権により入手しました。

- ・三田市財政収支見通し 令和7年度～令和16年度（10年間）
- ・三田市未来への財政ロードマップ（骨子）
- ・三田市未来への財政ロードマップ（案）
- ・三田市未来への財政ロードマップ 第1次実行計画（案）
- ・三田市未来への財政ロードマップ
- ・三田市未来への財政ロードマップ 第1次実行計画

4 監査対象

請求人からの本件措置請求書に記載の事項及び陳述の内容から、本件監査請求は、令和7年7月15日に株式会社佐藤総合計画 関西オフィスと締結した本件契約が、総事業費の異常な高騰や将来の深刻な財政収支不足、金利・為替リスクに対する検証及び合理的な財政見通しを全く欠いたまま締結された違法又は不当な契約の締結に該当し、これに基づく支出も違法又は不当な公金の支出に該当するとして、上記「第2 5 請求事項」に掲げる2点を求めるものであると解し、これを監査対象としました。

第5 監査の結果

本件監査請求について、自治法第242条第11項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

1 事実関係

三田市では、現在、三田市民病院と社会福祉法人恩賜財団済生会兵庫県病院（以下「済生会兵庫県病院」という。）の再編統合による新病院の整備（以下「新病院整備事業」という。）が進められています。

その経過は、おおよそ次のとおりであると認められます。

- (1) 済生会兵庫県病院は平成3年に現在の位置に開院し、三田市民病院は平成7年に現在の位置に開院し、いずれも急性期医療に対応する地域の基幹病院としてその役割を果たしてきました。
- (2) 北神・三田地域は六甲山系以北の一体的な盆地で繋がっており、いずれも1970年から2015年にかけてニュータウン開発に伴い人口が急激に増加しましたが、その後、人口減少局面に入るものの少子高齢化が進むことから、外来需要は2030年に、入院需要は2040年に、それぞれ医療需要のピークとなることが推計されています。
- (3) 平成30年4月からスタートした新専門医制度や令和6年4月からスタートする医師の働き方改革により、今後も急性期医療を担っていくためにはこれまで以上に勤務環境の整備や症例数の確保をすることによって医師を確保しなければならないという課題も見えてきました。

- (4) 三田市は、地域の急性期医療の連携のあり方を検討するために、令和元年11月ころから三田市民病院（三田市）、済生会兵庫県病院、神戸市の三者により「北神・三田急性期医療連携会議」（以下「連携会議」という。）を開催してきました。
- (5) 連携会議の中で、令和2年12月に済生会兵庫県病院から「単独では将来的に地域の基幹病院として急性期医療を維持・継続していくことは困難」との報告が示され、両病院とも地域の急性期医療を担う基幹病院ですが、施設の老朽化が進んでいることや上記制度改革に伴う医師確保が困難であることなど、急性期医療の安定的な提供に課題を抱えていることから、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合も視野に入れて、令和3年6月に三田市と神戸市が「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置して検討を進めました。
- (6) 検討委員会は、5回にわたり会議を開催し、令和4年3月に「北神・三田地域において、必要な急性期医療を将来にわたって提供していくためには、急性期医療確保方策として再編統合が最も望ましい」とする検討結果を示しました。なお、検討委員会の報告書では「新病院を整備する場合は病床規模によるが約225億円から320億円（整備費のみ）と見込まれる」としています。
- (7) 検討委員会は市民的関心と呼ぶところであり、三田市は広報さんで情報発信するとともに、報告書がまとめられるまでに市民意見交換会も開催しました。
- (8) 三田市は、こうした経過を踏まえて、神戸市及び済生会兵庫県病院と協議し、三田市民病院と済生会兵庫県病院を再編統合して新病院を整備することとし、令和4年6月に三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、公表しました。
- (9) 基本方針によると、以後のスケジュールとして、令和4年度に三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、令和5年度から令和6年度に新病院基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、令和7年度から令和8年度に三田市新病院建設基本設計・実施設計（以下「基本設計・実施設計」という。）をし、令和8年度から令和10年度に建築工事を経て令和10年度に新病院を開院することとしています。また、整備費については新病院の設置者として整備費の3分の2を三田市が負担し、社会福祉法人恩賜財団済生会支部兵庫県済生会（以下「支部兵庫県済生会」という。）が3分の1を負担し、神戸市も一部支援することとしています。三田市の負担部分については公立病院の再編・ネットワーク化に関する病院事業債（特別分）の措置により、整備費の約40%について普通交付税が措置される予定であるとしています。
- (10) その後、三田市は、令和4年12月に基本構想を策定し、公表しました。この基本構想では基本方針を踏まえ、新病院の経営形態について、三田市民病院に支部兵庫県済生会を相手方として指定管理者制度を導入することや整備候補地の予定、三田市・支部兵庫県済生会・神戸市の役割分担や財政負担割合など再編統

合の詳細な計画が示されています。なお、新病院の整備費については450床で254億円としていますが、これは検討委員会の試算と同じく前例である兵庫県立丹波医療センターの整備費の数値からの推計です。

- (11) 基本構想を踏まえ、三田市、三田市民病院、支部兵庫県済生会、神戸市は令和5年3月31日に三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書を締結し、新病院の整備に向けて協議を進めていくにあたりその方針を確認しました。
- (12) 令和5年6月30日に「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する神戸市との連携協約の締結に係る協議について」の議案が三田市議会において可決されました。これは両病院の再編統合による新病院の整備にあたり、神戸市との基本的な方針や役割分担について連携協約を締結することについて自治法第252条の2第3項による三田市議会の議決を経たものです。
- (13) 令和6年3月5日に再度「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する神戸市との連携協約の締結に係る協議について」の議案が三田市議会において可決され、同月27日に連携協約が施行されました。
- (14) 再度の可決に至った理由は、令和5年7月23日に実施された三田市長選挙で市長が交替し、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合について検討がなされ、三田市のこれまでの政策や基本構想に変更がないことが確認されたことによるものです。
- (15) 令和7年2月に三田市は基本計画を策定し、公表しました。この基本計画はこれまでの検討委員会の報告書や基本方針、基本構想を踏まえ、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院の整備に向けた基本的な考え方と取り組みについて整理したものです。この中で新病院の概算整備費は521億円とされ、三田市が負担する3分の2について、普通交付税措置は142億円、三田市の市税負担は198億円とされています。

基本設計・実施設計については、令和7年度から令和9年度において基本計画に基づき、新病院の位置やデザイン、各部門のレイアウト、医療機器の設置や附属設備等について工事に必要な設計を行うとされています。また、令和9年度から令和12年度に施設の建設工事を行い、令和12年度に新病院を開院する計画となっています。

- (16) 三田市は三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院の概算整備費が大幅に増加し、他にも大規模投資事業があるため、令和7年2月に令和7年度から令和16年度までの三田市財政収支見通し（以下「財政収支見通し」という。）を策定し、10年間で約93億円の収支不足が生じる見込みとなることを把握し、これに対する取り組みとして三田市未来への財政ロードマップ（骨子）を策定し、公表しました。その後、同年8月に三田市未来への財政ロードマップ（案）及び同第1次実行計画（案）を示し、パブリックコメント及び市民意見交換会を経て、同年12月には三田市未来への財政ロードマップ及び同第1次実行

計画を策定し、公表しています。

- (17) 三田市は、基本設計・実施設計の業務委託契約について公募型プロポーザル方式によることとし、市長の附属機関として外部有識者による新病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、三田市新病院建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）を定めて、応募者から選考を進め令和7年6月16日に審査委員会から答申を受け、業務委託先として株式会社佐藤総合計画 関西オフィスを選考しました。
- (18) 令和7年7月15日に三田市は株式会社佐藤総合計画 関西オフィスとの間に履行期間を同日から令和10年3月31日までとし、業務委託料を8億2,423万円とする基本設計・実施設計の業務委託に係る建築設計業務委託契約書を締結しました（本件契約）。
- (19) 三田市は、三田市議会の可決を経て業務委託料に係る予算を計上し、令和8年4月30日に令和7年度分の業務委託料2億5,329万7,000円を株式会社佐藤総合計画 関西オフィスに支払いました（以下「本件支出」という。）。
- (20) 令和7年12月には、神戸市区域へ新病院を設置するにあたり、公の施設の区域外設置に関する協議について、三田市議会と神戸市議会がそれぞれ可決しました。
- (21) 三田市は、令和8年4月に三田市新病院建設基本設計の概要を公表しましたが、概算の整備費については577億円を見込み、更に56億円の増額となるものでした。

2 判断

(1) 本件契約の締結及びこれに基づく本件支出について

本件監査請求は、上記「第4 4 監査対象」に記載のとおり、本件契約の締結及びこれに基づく本件支出を監査対象としたものであるところ、その手続き自体は適正に行われており、違法不当な財務会計上の行為とは認められないと判断します。

上記「1 事実関係」のとおり、本件契約の締結及びこれに基づく本件支出は、令和7年2月に三田市が策定した基本計画に基づき、令和7年度から令和9年度において基本設計・実施設計を行うこととなっているところ、三田市においては公募型プロポーザル方式により当該設計業務を委託することとし、公募型プロポーザル実施要領を作成するとともに審査委員会を設置して、委託業者の選考を進めて株式会社佐藤総合計画 関西オフィスを選考し、同社と本件契約を締結したものであり、違法不当とするところは見受けられません。

本件契約の金額が8億2,423万円で合意されていることに関しても、三田市において作成した公募型プロポーザル実施要領における委託料の見積限度額は、令和7年度3億2,300万円、令和8年度7億1,400万円、令和9年度6,200万円の合計10億9,900万円とされているところ、他の2社からのプ

ロポーザルも踏まえて、株式会社佐藤総合計画 関西オフィスを選考し、８億２，４２３万円の業務委託料で本件契約を締結しているものであり、違法不当とするところは見受けられません。

また、三田市は令和８年４月３０日に令和７年度分の業務委託料２億５，３２９万７，０００円を株式会社佐藤総合計画 関西オフィスに支払っていますが（本件支出）、これは三田市議会の可決を経て予算を計上した上で、本件契約に基づく予算の執行として支出したものであり、違法不当とするところはありません。

よって、本件契約の締結及びこれに基づく本件支出そのものについては何ら違法不当な点はないものと思料します。

(2) 本件契約の締結及びこれに基づく本件支出のもととなる新病院整備事業について

請求人は、新病院整備事業そのものについて事業費が高騰し、着手できるかが不明なものになっていること、財政的裏付けを欠いていること、住民・議会への説明責任を欠いていること等を理由として、新病院整備事業を前提とする本件契約の締結及びこれに基づく本件支出が違法不当なものであると主張していますので、以下に検討します。

ア 請求人は、自治法第２条第１４項及び第１６項（第１４項の誤りと思われます。）に違反すると主張していますが、各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきです。そして、長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当です（平成１７年７月２７日大阪高等裁判所判決、昭和５３年１０月４日最高裁判所判決）。

イ こうした判断枠組みから本件財務会計上の行為を検討しても、新病院整備事業が本件契約の締結時や本件支出時において、事実の基礎を欠いていたり、社会通念に照らして著しく不合理で裁量の範囲を逸脱・濫用していたとは考えられませんし、不当とも考えられません。

上記「１ 事実関係」のとおり、新病院整備事業は、今後の北神・三田地域の急性期医療の確保をどうするかという行政課題に対応するために、令和３年

ころから三田市が神戸市や済生会兵庫県病院と検討してきたもので、検討委員会の報告書を受けて、基本方針、基本構想が策定され、令和7年2月に基本計画となったものです。整備事業費の見込みについては、検討委員会や基本構想では令和元年に開設された兵庫県立丹波医療センターの整備費から推計をしていましたが、令和7年2月の基本計画において近年の建築費の高騰等から実査をし、具体的な事業費として521億円と推計されています。三田市においては他の投資事業に加え、新病院の概算整備額が大幅に増加することから、財政収支見通しを策定し、令和7年度から令和16年度までの10年間で約93億円の収支不足が見込まれるとし、実質的な収支均衡を図り、将来の財政負担を見越した備えをする必要があるとして三田市未来への財政ロードマップ（骨子）を策定し、公表しました。この中では、新病院整備のために新たに基金を設置し、令和16年度までに毎年度3億円を積み立て、この基金と既存の年度間財源調整基金を30億円活用することにより60億円を確保するとしています。これは、財政収支見通しに記載の「4 課題と今後の取組」のうち、「取組3」として新病院整備にかかる財政負担への準備を行おうとしているものであり、参考資料として添付の「新病院整備にかかる今後の財政負担について」において、新病院整備にかかる財政負担の全体平均として年間11億9,400万円を見込みつつ、令和17年度から令和22年度までの6年間の財政負担の平均が年間22億5,500万円と特に増大することが見込まれることから、これに対する備えとして、この6年間の差額合計約60億円を当該基金に積み立てようとするものです。

こうしたことを踏まえると、新病院整備事業は、一連の流れのもとで計画的かつ段階的に進められており、また、その過程では連携協約の締結や公の施設の区域外設置に関する協議における三田市議会と神戸市議会による各々の可決に加え、事業の進捗に応じた三田市議会による予算の可決など、法令に基づく適正な手続を経て一体的に進められていることが確認できます。

また、新病院整備事業は、経済情勢の悪化等に伴い事業費が大きく高騰しましたが、基本計画の策定時に財政収支見通しを策定し、上記のとおり収支不足に対する対応策が採られていることが窺えます。

こうしたことを踏まえると、本件契約の締結及びこれに基づく本件支出がなされた際に、新病院整備事業が着手できないほどの荒唐無稽であったとか、財政収支見通しに不合理なところがあり、当該事業そのものが財政的裏付けを欠いているとは考えられません。

よって、三田市が進めてきた新病院整備事業を前提に本件契約を締結し、これに基づき公金を支出したことに違法不当の点は認められません。

また、上記「1 事実関係」のとおり、新病院整備事業は、検討委員会が開催された当時から三田市民に情報発信され、市民意見交換会も開催されているほか、三田市議会でも行政課題として取り上げられて議論され、三田市議会は神戸市の連携協約に2度も可決し、市域外の病院設置の協議についても三田市

議会と神戸市議会がいずれも可決しているなど民主的な手続きを経て進められており、本件契約の締結時や本件支出時において事業そのものについて三田市議会や三田市民に対する説明を欠いた等の違法不当の点は認められません。

3 結論

以上のとおり、本件監査請求は、請求人の主張について理由がなく、措置の必要性を認めることができませんでした。